

女性デジタル人材育成事業業務委託プロポーザル募集要項

1 業務の概要

(1) 事業名

女性デジタル人材育成事業業務委託

(2) 事業の目的

国の「女性デジタル人材育成プラン」に基づき、女性の就労支援、女性の経済的自立、デジタル分野におけるジェンダーギャップの解消等を目指す。

市内の女性を対象とし、例えば、子育て中や介護中、あるいは非正規で働く人がデジタルスキルを学び、これを生かして、起業や就労、副業として収入を得ることを目標とする。加えて、事業全体を通じ、商工会議所や地元企業等を巻き込むことで、市内企業のDX化の促進を図る。

(3) 内容

仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約の日から令和8年3月31日

2 見積限度額

4,500,000円（消費税相当額含む）

※上記金額には、広告宣伝費、会場使用料等の実費相当分を含む。

3 プロポーザル審査委員会

本市が設置した「女性デジタル人材育成事業業務委託プロポーザル審査委員会」において審査を行い、受託候補者を選定の上、随意契約を行う。

詳細は別紙「女性デジタル人材育成事業業務委託公募型プロポーザル審査要項」を参照すること。

4 日程

令和7年4月 8日	実施要領、企画提案書作成要領、審査要項をホームページに掲載、配布
令和7年4月22日	参加意向申出書の提出期限
令和7年4月25日	参加資格審査結果の通知
令和7年5月 8日	質問受付期限
令和7年5月15日	企画提案書の提出期限
令和7年5月23日	審査（プレゼンテーション）
令和7年6月初旬	審査結果の通知
令和7年6月中旬 ～下旬	参加者名、決定された業務委託候補者をホームページに掲載 候補者と事業内容及び委託金額等について精査を行ったうえ、 契約締結を行う

5 参加資格要件

- ② 本市の入札参加資格者名簿〔研修・指導〕に登録されていること。
- ② プロポーザル実施公表の日から契約締結の日までにおいて、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（令和6年4月1日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

6 参加申込・資格審査

（1）参加申込

参加者は、様式1「参加意向申出書」を持参又は郵便（簡易書留）で提出すること。

（2）参加資格審査結果

参加資格審査結果は、様式2「参加資格審査結果通知書」により、郵送及び電子メールにて参加者に通知する。

7 質疑・回答

質問は、電子メール（任意様式、Word形式）により、参加者から受け付ける（電子メール送信時に電話等で市へ送信確認の連絡を行うこと）。

（提出期限：令和7年5月8日（木）17時00分）

すべての質疑に対する回答を、5月13日（火）までに電子メール等で周知する。ただし、参加資格審査の結果、資格を有することを認められなかった者からの質疑については無効とし、回答しないものとする。

8 企画提案書の提出

企画提案書は、別紙「女性デジタル人材育成事業業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」を参照のうえ、一括して持参又は郵便（簡易書留）で8部提出すること。分割提出は認めない。また、提出期限後の企画提案書の追加及び修正は認めない。

なお、次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。

- ・ 定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- ・ 提案内容に虚偽がある場合
- ・ 参加者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合

9 審査方法

本市が設置した「女性デジタル人材育成事業業務委託プロポーザル審査委員会」において、プレゼンテーションを実施し、審査を行う。

（1）プレゼンテーション審査日時及び場所

企画提案書の提出締切後、通知する。

（2）進行

プレゼンテーション

- ・提出した企画提案書の内容説明（約15分）
- ・企画提案書に対する質疑応答（約10分）
- ・出席者3名以内

10 審査結果

審査の結果は、様式3「プロポーザル審査結果通知書」により、郵送及び電子メールにて参加者に通知する。また、市のホームページに審査結果（業務委託候補者名及びその他の参加申込者名）を公表する。ただし、参加資格が認められなかった者は、この限りでない。

11 提出書類の取り扱い

- (1) 提出書類は参加者に返還しない。
- (2) 提出書類の著作権、知的財産所有権などは参加者に帰属するが、参加者の承諾を得たうえで公表する場合がある。
- (3) 提出された文書等について、四日市市情報公開条例により開示及び公開請求のあるときはその対象とする。ただし、開示・非開示の判断は、提出された書類を参考として、同条例に基づいて、市が客観的に判断する。

12 書類提出先・問い合わせ先

(1) 書類提出先

〒510 - 0093 三重県四日市市本町9番8号

四日市市市民生活部男女共同参画課（本町プラザ3階）

※持参の場合の受付時間は、火曜日から土曜日まで（祝日を除く）の
8時30分～17時15分とする。

ただし、締切当日は、持参の場合は17時00分まで、郵送の場合期日必着とする。

(2) 問い合わせ先

四日市市市民生活部男女共同参画課 葛山

TEL：059-354-8331

FAX：059-354-8339

電子メール：kyoudousankaku@city.yokkaichi.mie.jp

13 その他

(1) 必要経費の負担

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

(2) 辞退の取り扱い

期日までに企画提案書の提出がなされない場合は辞退したものとする。また、企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を速やかに提出すること。

(3) 失格事項

提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合は、失格になる場合がある。